

「県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領（県オリジナル米生産技術力向上事業）」の新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領 (県オリジナル米生産技術力向上事業)	県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領 (県オリジナル米生産技術力向上事業)
(略)	(略)
第1 目的 (略)	第1 目的 (略)
第2 事業内容等 1 事業内容 (略) 2 補助 (1) 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、 市町村 に対して補助する。 なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。 ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業 を行う場合などの理由がある場合は当該団体等に対して直接補助を行うこ とができる。 (2) (略) 3 リース整備に係る助成の額 (略)	第2 事業内容等 1 事業内容 (略) 2 補助 (1) 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、<u>別表の1の取組は市町村、別表の2の取組は「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱(以下「登録制実施要綱」という。)</u>第4条に基づき、福島県オリジナル米生産<u>販売推進本部長から認定・登録を受けた「福、笑い」研究会</u>に対して補助する。 なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。 ただし、<u>別表の1の取組において</u>、市町村域を超える広域的な団体が事業 を行う場合などの理由がある場合は当該団体等に対して直接補助を行うこ とができる。 (2) (略) 3 リース整備に係る助成の額 (略)

第3 事業実施主体

事業実施主体は、

農業協同組合、農業者団体（法人を含む）等とする。

農業者団体は、県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。

第4 事業の実施等の手続き

1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。

(1) 直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）

(2) 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画承認申請書（様式第3号）を取りまとめ、当該農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

3 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体及び市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに農林水産部長（以下「部長」という。）に報告する。

4 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。

5 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは1から4に準じて事業実施計画変更承認申請書

第3 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるものとする。

1 別表の1の取組に係る事業実施主体

農業協同組合、農業者団体（法人を含む）等とする。

農業者団体は、県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。

2 別表の2の取組に係る事業実施主体

県内に住所を有し、登録制実施要綱第4条に基づき認定・登録を受けた「福、笑い」を生産する農業者3戸以上で構成する組織（以下、『福、笑い』研究会という。）

第4 事業の実施等の手続き

1 別表の1の取組に係る事業実施主体

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。

ア 直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）

イ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画承認申請書（様式第3号）を取りまとめ、当該農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

(3) 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体及び市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに農林水産部長（以下「部長」という。）に報告する。

(4) 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。

(5) 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは1の(1)から(4)に準じて事業実施計画変更承認

(様式第4号)により行う。

6 事業実施主体は事業完了後、事業実績報告書(様式第1 号)を作成し、事業実施年度の年度末までに市町村長に報告する。併せて、市町村長は事業実施年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。

7 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、年度末までに当該年度における事業実施状況報告書(様式第5号)を作成し、市町村長に提出する。併せて、市町村長は当該年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。

8 直接補助の場合、第4の1 、6及び7の「市町村長」を「所長」に読みかえ、第4の2は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認に当たり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。

9 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書及び事業実施状況報告書についても部長に報告するものとする。

申請書(様式第4号)により行う。

(6) 事業実施主体は事業完了後、事業実績報告書(様式第1 -1号)を作成し、事業実施年度の年度末までに市町村長に報告する。併せて、市町村長は事業実施年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。

(7) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、年度末までに当該年度における事業実施状況報告書(様式第5号)を作成し、市町村長に提出する。併せて、市町村長は当該年度の翌年度の4月末までに所長に報告する。

(8) 直接補助の場合、第4の1 の(1)、(6)及び(7)の「市町村長」を「所長」に読みかえ、第4の1(2)は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認に当たり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。

(9) 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書及び事業実施状況報告書についても部長に報告するものとする。

2 別表2の取組に係る事業実施主体

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書(様式第1-2号)を作成し、次に掲げる書類を添付して管轄する所長に提出する。

ア 直近の総会資料等(組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料)

イ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第2号)

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに部長に報告する。

(3) 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。

(4) 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは2の(1)から(3)に準じて事業実施計画変更承認

	<u>申請書（様式第４号）により行う。その際は様式第４号中「市町村長」を「事業実施主体代表者」に読みかえるものとする。</u> <u>（５）事業実施主体は、事業完了後、事業実績報告書（様式第１－２号）を作成し、事業実施年度の年度末までに所長に報告する。</u> <u>（６）受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書についても部長に報告するものとする。</u>
第５ 事業の実施期間 ～ 第８ その他 （略） 附 則 この要領は、令和３年４月１日より施行する。 この要領は、令和５年４月１１日から施行する。 この要領は、令和６年４月１２日から施行する。 <u>この要領は、令和８年４月７日から施行する。</u>	第５ 事業の実施期間 ～ 第８ その他 （略） 附 則 この要領は、令和３年４月１日より施行する。 この要領は、令和５年４月１１日から施行する。 この要領は、令和６年４月１２日から施行する。

別表

事業実施要領 別表

補助対象事業費	補助率	事業実施主体	採択要件
県オリジナル水稲品種の作付拡大を目指すモデル産地の取組において、高品質・良食味生産に必要な機器等の整備対象設備・機器等は、次のとおりとする。 ・葉緑素計 ・ドローン ・生育診断又は土壌診断に基づく可変施肥機械等（注） ・収量等測定機能付きコンバイン（注） ・乾燥機（注） ・GPS（注） ・トラクタ（注） ・ほ場管理システム ・色彩選別機 ・均質化設備 ・フレコンスケール（ただし、色彩選別機等品質向上のための機器と一体的に導入する場合に限る） ・食味計 ・味度計 ・穀粒判定機 ・品質判定機 ・その他、部長が特に必要と認める設備・機器等 （注）ほ場管理システムと連携し利用する場合に限る	導入機器価格、リース物件価格相対の1/2以内（ただし、1事業実施主体当たり補助額は3,500千円を上限とする。）	実施要領第3に定める事業者等	・県オリジナル水稲品種の高品質・良食味米生産技術の確立に向けて、スマート農業や品質向上関連設備・機器の導入等、先進的に取り組むモデル産地であること。 ・ <u>事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</u> ・ 導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること。 - また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載が無い農業機械の場合、目標年次において概ね20ha以上（中山間地域等※の場合は10ha以上）であること。 ※ 次のいずれかに該当する地域 ・過疎地域自立促進特別措置法第2条の市町村 ・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域 ・特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定された地域

別表

事業実施要領 別表

補助対象事業費	補助率	事業実施主体	採択要件
<u>1</u> 県オリジナル水稲品種の作付拡大を目指すモデル産地の取組において、高品質・良食味生産に必要な機器等の整備対象設備・機器等は、次のとおりとする。 ・葉緑素計 ・ドローン ・生育診断又は土壌診断に基づく可変施肥機械等（注） ・収量等測定機能付きコンバイン（注） ・乾燥機（注） ・GPS（注） ・トラクタ（注） ・ほ場管理システム ・色彩選別機 ・均質化設備 ・フレコンスケール（ただし、色彩選別機等品質向上のための機器と一体的に導入する場合に限る） ・食味計 ・味度計 ・穀粒判定機 ・品質判定機 ・その他、部長が特に必要と認める設備・機器等 （注）ほ場管理システムと連携し利用する場合に限る	導入機器価格、リース物件価格相対の1/2以内（ただし、1事業実施主体当たり補助額は3,500千円を上限とする。）	実施要領第3に定める事業者等	・県オリジナル水稲品種の高品質・良食味米生産技術の確立に向けて、スマート農業や品質向上関連設備・機器の導入等、先進的に取り組むモデル産地であること。 ・ 導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること。 - また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載が無い農業機械の場合、目標年次において概ね20ha以上（中山間地域等※の場合は10ha以上）であること。 ※ 次のいずれかに該当する地域 ・過疎地域自立促進特別措置法第2条の市町村 ・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域 ・特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定された地域
<u>2 「福、笑い」研究会が実施する会員の栽培技術の向上・平準化に必要な経費（会場使用料、資材代、備品購入費）</u>	<u>定額</u> （ただし、1事業実施主体当たり補助額は210千円を上限とする。）		・ <u>「福、笑い」の高品質・良食味生産に資する取組として、栽培技術の向上・平準化に向けて研究会が実施する活動であること。</u>

様式

(様式第 1 ____ 号)

令和〇〇年度県オリジナル米産地力強化支援事業（実施計画、実績報告）書

1 事業実施主体の概要～3 事業推進計画及び目標（事業実績）

(略)

(様式 2 号)

(略)

(様式第 3 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画承認申請書
このことについて、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 2
の規定により提出します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 実施計画書 別紙のとおり（様式第 1 ____ 号）
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 1 1 号)

令和〇〇年度県オリジナル米産地力強化支援事業（実施計画、実績報告）書

1 事業実施主体の概要～3 事業推進計画及び目標（事業実績）

(略)

(様式 1 - 2 号)

(略)

(様式 2 号)

(略)

(様式第 3 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画承認申請書
このことについて、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 1 (2)
の規定により提出します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 実施計画書 別紙のとおり（様式第 1 1 号）
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 4 号)

○○○○○○○○
令和 年 月 日

福島県○○農林事務所長 様

市町村長

住所又は所在地
事業実施主体名

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画変更承認申請書
令和 年 月 日付け○○○第 号で承認のあった事業実施計画について、
下記のとおり変更したいので、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 5
に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画
事業実施計画（様式第 1 号） に準じて作成する。
なお、変更部分は 2 段書きとし、変更前を括弧書きで、変更後を下段に記載する。
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 5 号)

(略)

(様式第 4 号)

○○○○○○○○
令和 年 月 日

福島県○○農林事務所長 様

市町村長
(第 4 の 1 (5) の場合)
住所又は所在地
事業実施主体名
代表者名
(第 4 の 2 (4) の場合)

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画変更承認申請書
令和 年 月 日付け○○○第 号で承認のあった事業実施計画について、下
記のとおり変更したいので、県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 1
(5) (第 4 の 2 (4)) に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画
事業実施計画（様式第 1 - 1 号） (様式第 1 - 2 号) に準じて作成する。
なお、変更部分は 2 段書きとし、変更前を括弧書きで、変更後を下段に記載する。
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 5 号)

(略)

(様式第 6 号)

○○○○○○○○
令和 年 月 日

福島県○○農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画書に対する意見
県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 8 の規定による事業実施
計画に対する当市（町・村）の意見については、下記のとおりです。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施計画に対する意見
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 7 号)

(略)

(様式第 6 号)

○○○○○○○○
令和 年 月 日

福島県○○農林事務所長 様

市町村長

県オリジナル米産地力強化支援事業実施計画書に対する意見
県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領第 4 の 1 (8) の規定による事業実施
計画に対する当市（町・村）の意見については、下記のとおりです。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施計画に対する意見
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(様式第 7 号)

(略)